

# 関西労災取業病No.19

関西労働者安全センター

1975.11.20 発行

大阪市淀川区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742

40円

## 主張

からだ。そして、不況下の資本の攻撃をはねのけるのもこの団結の力だけである。

更に、今回から集会当日にぶっつけ本番で分科会をやるのではなく、事前に予備討論が予定されている。この予備討論会でテーマが更に話められ、参加者の親交がはかられるなら必ずや集会は成功するだろう。

来たる12月21日に第4回「関西労働病公習」と申う関西交流集会が行われる。不況を労働者へのしゆよせで乗り切らんとする資本の首切合理化の嵐が吹きあれる中で行われるこの集会の意義を確認しよう。

また、首切りは年々りや体の弱い者ならぬらい撃ちされる。これらの人にはみんな仕事で体をやられていく。この意味で、不況下の労働争いは一層重要である。

秋・年末の闘いを余儀なくされ、

でいちばん切迫した闘争

## 第4回 関西交流集会を成功させよう

秋・年末の闘いを余儀なくされ、

大切なのは労働者の団結である。団結なしには一人の認定も一人の補償もとれない。職場改善も克ち取れない。被災労働者が孤立させられたり切り捨てられたりするのはその職場に労働者の団結がない

以上の様な意義を踏まえて第4回集会が行われなければならない。そして、参加者はそれぞれの職場のナマナマしい問題を持ち寄って討論しようではないか。そのために、今回の分科会のテーマは誰もが

仕しい最中であろうが不況下こそ労働争いが重要であることを確認して積極的に集会に参加しよう。それぞれの職場で直面している問題を互いの討論の中で解きほぐしていこう。

# 被災者の利益を徹底擁護し

## 企業内補償斗争を強化しよう

現在、各職場では秋一年末闘争の最中である。そしてその中で被災補償―企業内補償の問題が多くとりあげられつづけている。安全センターは、災害源除去のストライキを堅持して今日まで活動を続けてきているが、今の特集では企業内補償の肉が災害源除去

の肉いとどのようにつくか、という問題について考えてみることにした。従って、特集の視点としては単に補償金額の高低ではなく、むしろその肉いの経過に重点を置いていく。なお、岩井計算センター支部、新産別以外については編集部が職場を取材してまとめたものである。

# NO.1 連帯の輪を広げよう

## 全金岩井計算センター

一特集一  
 購買業界において、パンチ作業部門に顎病、腰痛候群という職業病が数多く発生し、そこに働く女性労働者を苦

しめていきます。私たちが働く岩井計算センターにおいても例外ではありません。数多くの女性労働者が被災し、

私たちは被災者を救済し、職業病をなくすため、職場労働条件の改善、労災認定闘争を行い、不十分ながらも成果をあげていきます。私たちが支部を結成する以前は、労働条件は劣悪極まるものでし

た。その中でパンチ部門における労働条件の悪さは、多数の顎腕を発生させてきました。それに加え、被災者に対する資本の卑劣な扱いは目にあまるものでした。

顎腕を職業病と認めず、被災者に対し「ホーリング」のしすぎだ、などといやがらせ。おとしをかけ、重症者に對しては、実質的に解雇し、切り捨てを行ってききました。

支部結成後私たちにこのような職業病の問題を、皆の問題として、資本側の態度を糾弾してききました。顎腕は職業病であり、偶発性のものではなく、会社の労働強化、合理化の結果発生したものであり、会社は予防・再発防止

及び、被災者の治療に全責任を負うものであることを確認せよ。休業に対する補償。治療に対する補償。労働時間の短縮を勝ちとり、休養期間を特別休暇とし、勤務時間内の通院・治療活動の保障。賃金の保障を全面的に行ない、労働時間を短縮することを認めさせました。

### 企業内補償から

### 認定三争へ

労働災害に対し、被災者を救済し、職場労働条件の改善を指導する行政機関として労働基準監督署があります。労基は認定を下し、労働保険を適用し被災労働者を救済し職業病を一撲滅するために企業に

対して指導すべきもの。認定を否認し、或いは遅延させることによつて職業病の発生を覆いなくそうという姿勢です。職業病は企業内でのみ生じるものではなく、労働者全てに対し政の攻撃です。私運の目指すものは被災労働者の救済であり、職業病の撲滅です。そのためには、一企業内での補償だけでなく、労働行政が直に労働者の

ためのものとならなければなりません。私たちは労災認定を勝ちとることによつて、労働災害・職業病の不償を明らかにしていく必要があります。私運の岩井計算センター支部においても、労基署と団体交渉をもつことにより、被災者自ら認定申請を行ない、現在までも名の認定を勝ち取つてきました。引き続き5名の被災者に対して認定闘争を継続してまいります。

### NO.2

## 私病も会社が補償せよ

### 全金東亜バルブ支部

東亜バルブ労働組合の安全対策部が本格的な活動に入つてから年が経過している。そ

の中で続けられてきたきめ細やかなで構造的な活動が徐々に組合員にも浸透し、現在では驚

## 19号の案内

主編(1ページ)

労働交流集会を成功させよう

特集(2、3ページ)

被災者の利益を徹底しよう  
労働争いを強化しよう

ニュース(12、13ページ)

緊急アピール(14、20ページ)

全道輪佐野会

西成労働の不当な差

特別報告(26、27ページ)

労働基準行政と労基  
労基を粉砕

会報(23、25ページ)

岡大紅生学教室より

被災労働者の声(29、30ページ)

全金井上油庄花坂

闘いなくして労働

労働集会のお知らせ

くべき成果を上げてい  
る。対策部常任委員の  
2人はその基本的姿勢  
について「予防競争と  
職場討論の徹底化し、  
組合が何々をするとい  
うより、労働者一人一  
人の自覚をどう高めて  
いくか」を重視すると  
述べている。

## 労働組合の

### イニシアを

従来安全対策部は組  
合の一機関として、そ  
の委員も代議員から選  
んでいた。しかし代議  
員の任期とともに委員  
は交代することならそ  
の体制は不安定で会社  
の安全課とどうしてい  
抗すべきない状況であ  
った。労働者の安全を  
守るにはどうしても組  
合がイニシアをとらねば

ならない。そのために  
安全対策部は2名へ現  
在3名への常任を置く  
ことにし、そこが各現  
場から委員を選任する  
体制を整えたのである。  
(現在20名)  
組合の安全競争はこ  
こを中心として着々と  
その成果を獲得してき  
た。その主なものとし  
ては、週に一度の安全  
パトロール、そして月  
2回の安全対策部会の  
貫徹である。その中で  
危険職場も見逃さず、  
労働者の力でそれを克  
服していく思想が根を  
下していくのである。  
例えば事故があった場  
合などはすぐ職場集  
会が行われ、当該課の  
労働者と安全委員が一  
体となり、厳罰と交渉  
を行うというが如きで

ある。

## 実質100%の

### 補償を

支部では会社との向  
に労災反一三〇〇、  
休業補償百%協定を結  
んでいく。しかし数字  
ではなく、労働者の意  
識に注目してみよう。  
2つの例を挙げると、  
今年の7月に一人の労  
働者が帰途途中で事故に  
会い、全治一ヶ月の休  
業という大ケガをした。  
しかし、その運動経路  
に「遊戯」があったので、  
会社は通災申請に  
消極的であった。そこ  
で安全対策部は会社と  
交渉し「本人には遊戯  
をなけなさい」という発  
言を引き出し、これを  
無に会社は通災協定の

全補償を行わせること  
に成功したのである。  
また私病に対する補  
償についてみれば、以  
前、部会が組合員に対  
し私病一〇〇%補償を  
提示した時、逆に職場  
討論を否決されるとい  
う状況であった。しか  
し労働競争の徹底した  
大衆化の中で、私病に  
ついて健康保険6ヶ月  
を含め2年向8割補償  
を出したところ職場討  
議では3年間は会社が  
責任をもつて補償すべ  
きだという案に前進す  
るといふ状況が生まれ  
きたのである。  
このように、日常向  
争の力を、ここに改め  
て知る必要があるだろ  
う。



# 被災者は合理化の生証だ

●NO.3 国労新幹線大阪保線所分会

国労新幹線支那保線所分会の労災職業病肉争については前号(18号)を以ては過去何回かにわたってその状況成果を紹介してきた。従ってここではその経過について詳しく述べることはいらない。

「じん肺法完全実施をスローナンに職場を視察として力強く進められてきたじん肺肉争は、まさに反合理化の肉争として関西における労災職業病肉争の先陣を切るものであり、「災害源除去」一人の患者も出さない」という思想性は労働者の肉争に一つの指針を与えるものであった。

しなし、現在分会では自らの肉争を厳しく点検しはじめている。

## 被災者を中心に

### 闘いの強化を

本年度7月1日に出された分会の中間総括は次のように述べている。「いままでもなく労災職業病の肉争は犠牲者を一人も出さない肉争であるが、犠牲者が出た場合は患者被災者を中心にして肉争を進めなければ勝利しない。多く経験したように資本当局は、患者と組合員を分断し、職場から労災職業病肉争の圧殺を目論んでいる」

これは一つには、じん肺患者及び被災者について粉塵作業を行わせないという国鉄当局との確認を克ち取ったにもなわらず、それが現実的には組合員の肉争に、例えば早朝の検査作業などにおいて、自分達が被災者の分までやらねばならない、

「しわよせ把」という不満が出てきていることによつて、また、難聴に犯された労働者や当局の一方的な強制配転攻撃をうけた際、当の労働者が分会脱退を申し出るような状況を生じ出したこと反省でもあるだろう。これらの点は同じ中間総括の「災害源除去の肉争が唯一戦術的労働運動であるものように、一部活動家のみの取組に

終っている」という反省と相まって重要である。

## 国鉄の補償制度

### を考へ直そう

また、当面の方針として「じん肺患者、被災者の人達は合理化の被害者であるのみならず、合理化の非業を被る生証人である。我々の肉争の隊列に犠牲者をつつみ、患者の要求を支持し、加害者(国鉄)に對する責任追及と併せ、労働・生活・医療補償をつきつけ肉争を取らねばならない」と述べ、補償肉争を進めることの重要性を強く主張している。

国鉄には労基法の適用はあつても労災保険の適用はない。そして

労基法に基く補償もその多くが労使共出の共済制度の中で、つまり明確な使用者の加害責任を向いえないシステムの中で処理されていくという現状がある。このような事態が「災害排除去」の向いの進展の中から大衆的に明らかになされ、向いの課題にふせられてきたという点に我々は分会の向いのよりたくましい

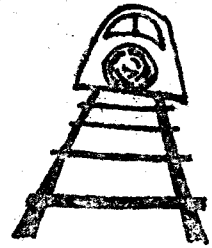
# NO.4 休業120%補償がちとる

全金京滋地本・井上油任支部

全金京滋井上油任支部は6名のうち3名が腰痛・ムチ打ち・有機溶剤中毒の被災者である。組合結成後、会社の組合つぶし攻撃で一時は2名にまでなつた

が、年々甲申秋より負債・労災闘争と向い続け6名にまで盛り返した。被災労働者が先頭にたつて、有機溶剤中毒のMさんも車イスで駆けつける。怒り

前進を見ることかできらう。そして、分会はじん肺協定の締結を第一歩としてその向いに踏み出そうとしているのだ



をぶつける国交は、全金や地域の労働者から「油任の団交は労働者教育の場だ」と言われ支部外の労働者が多数参加している。この井上油任支部は労災休業補償を何と120%とっている。油任がはじめたのは72年春で、この時75%だった。その後、春・夏・秋・年末とおなまいなしに要求を出し続け、73年夏に80%、74年春に100%にこぎつけた。会社は「うちは諸手当も算入してるから」とか「休んじると働いとる者が同じでは」とさんごん抵抗したが、「オレの体をこないし」といって何言うとするかしの怒りは押えられなかつた。

## 会社のネコババ許さんど

そして、100%に達した直後の74年11月より労災保険の改正で20%の見直しが増額された。この事を数ヶ月後に知った組合は「20%の増額分が被災者の手に渡るとらんやないか。あれは被災者が受けてるもんぞ会社かとるもんぞちやう。会社はケなさせといて金のネコババまでするんか」と追及した。この「ネコババするのな」にはグウの音も出す会社も認めざるを得なかつたのである。会社はその後これを逆手にとつて「被災者ばかりが得しとるとの分断攻撃の材料に使

一特集一  
りこえて団結を固め南  
い結けていこうとして  
いる。

っている。だが組合は  
「今被災者でなくとも  
何時被災するかわから  
ない。また被災者は健  
康な者に比べ自然と出  
費がかさむ。だから20  
%は当然だ。だが、何  
よりも労災補償の肉  
は生活補償の肉だけ  
目的ではない。被災者  
の要求は、生活を守り  
体を若すことにあるば  
かりでなく、会社に体  
をやられた口惜しさ  
怒りを何とかしたいと  
いう所にある。その意  
味から、徹直して会社  
の責任を追及し、板  
とか大切である。それ  
なしに労災補償争は  
あり得ない」と語って  
いる。今後とも井上油  
圧支部は分断攻撃をの  
りこえて団結を固め南  
い結けていこうとして  
いる。

## NO.5 補償統一要求にも同意点 新産別京滋地連 平等割取

安全を無視した強引  
な設備投資と合理化は  
工場周辺に公害をまき  
散らし、職場に労災職  
業病をもたらした。毎  
年六千人近い死亡者と  
150万人の傷病者を発生  
させているが、死亡時  
に遺族に支払われるの  
は、労災年金へ平均賃  
金の30〜50%と退職  
金と金一封の喪金であ  
る。

この様な状況にあり  
ながら労働組合は、労  
働者の健康と生命を守  
る肉に全力を捧げて  
いるとは言えない。  
だが、一瞬にして48  
名を虐殺し多くの心  
患者を発生させた38年  
の三池炭じん爆発は、

労災絶滅の肉の重要  
性を警告した。

また、交通事故では  
訴訟で(41年には1万  
件余)数千萬の損害賠  
償を支払う判決が続出  
している。それも運転  
者側に無過失に近い責  
任を負わせるものである。

このことを考えた時  
企業に雇用契約上の明  
確な責任のある労災が  
前述の様な少額で済ま  
されていくことはあま  
りに不当である。

この立場から新産別  
では、少なくとも自賠  
法を上回る労災補償を  
とるべきであると、47  
春南から死亡時一千万  
をはじめとする統一要  
求をひかげ肉い結けて

いる。この肉の肉いで  
49組合中36組合が協定  
を締結し(49年6月現  
在)一千万を超えるの  
が5組合ある。

### 見過される

### 軽障害補償

とこるがここにきて  
肉題点が明らかになっ  
てきた。

まずひとつは、中小  
企業の労組に協定締結  
ができでない場合が多  
いことである。これは  
は、労使共に、という  
よりはかえって労組の  
側が「こんな協定と、  
たら会社がつぶれてま  
う」と尻込みすること  
に原因がある。だが、  
中小企業のS労組がじ  
ん肺協定締結の際に「  
もしじん肺患者を発生  
させた時には工場を売

ってでも補償する」と言わしめた様に、労災に對する怒りで突破するしかない。

今ひとつは、8514級障害が仕額におさえられてゐる傾向がある事である。この向の調査でも8514級障害の事故が14件と最も多発してゐることを考へる

# No. 6 会社は人の命にまで差をつけるの女!

全港津 神崎運分會

まず分會が最近出した(1/13)ピラの一部を紹介しておこう。

昭和48年9月15日、作業中に発病し、3時向後に、病氣に成つてゐるにかかわらず手当てを受けることもなく、一同然の仕打ちをこ

と重要な事である。この8514級障害を最も身近な、それ故最も切実な要求として取り組まれぬはならない。これもやはり被災労働者とその職場の仲間が怒りをもって固めなければならぬだろう。

死んでしまつた浦川二氏は、会社と労基署の仕組んだ私病扱いで辱られていたが、我々の闘いによつて去る9月24日、大阪労働基準局にて労働災害による死であるとして認定され遺族に對する年金が支給されてゐる。

労災認定後、会社と企業の補償について話し合いを続けてゐるが、会社に落度はなかつた。出来るだけのことはした」と会社に責任は無いと主張し、補償の額について「労使が対等で話し合つて決めたものでない以前の規定」をタテに200万円だと言つてゐる。

本当に会社に責任が無かつたの女!

発病して3時向余り、会社の健康管理者はその向何をしてゐたの女、何もしてゐないのではなからな! もっと早く治療をしていれば、今でも元気に仕事をしてゐると考えられる。そう考へるのは無茶とほ言えないだろう。それなのに、タツタの20000円で何も無かつた事にしようとは余りに酷だと思ふ。

人の命が神崎港運に勤めていれば安くなるのだからな? 人の命を金にかえる事はできないが、死亡した以上、補償は金でする以外にない。

## 企業責任を認め 正当な補償をしろ

この様に分會、支部は労災認定を克ち取つて以降、会社と企業補償の交渉を続けてゐる。しかし、会社は「労災は組合がうるさいからお情けでもちつたのであり、会社に責任はない」と居直つてゐる。以前、地労委の席上で「認定に關係なく労災と認め一千万出す」と



言つた事は忘れたものの様である。

浦川氏の会社での身分は社内規定では日雇とされていた。その為、死七時の見舞金を社員は5万であるのに3万しか払われていない。しかし、会社は職守へは常用として届出ているのだ。それは港灣労働法により臨時日雇が禁止されているからだ。社外的には待遇をとりつくろい、社内的には差別雇用を強行するという企業の悪らつなやり口がここにある。何としても労働者は安く使い捨てるという姿勢である。

組合からの職守法違反の追及にも「うちには港灣高役でないから港灣法の適用はない」と言迷はようとするが、

作業状態と会社自身の行っている職守への常用としての届出にウソが露呈している。一方、御用組合側は会社との様な法違反の差別雇用をそのまま認められた形で、浦川氏の死七以降会社と次の様な協定を結んでいる。つまり、

# No. 7 下請の補償も聞こう

## ◆全金港合同支部◆

全金港合同支部は、長年にわたって労働者の基本的権利を守る闘いを取り組み続けてきた。中でも細川南争に見られる地域ぐるみの闘いは、地域の労働者の低賃金・劣悪な労働条件に対する闘いとして取り組まれ、組織破壊攻撃を遂げて許可事

労災死七に對し社員は一千万、日雇は五百万という内容だ。だが分會では浦川氏は実際常用であつたし、人の命まで差別するのは許せないとの立場で、会社に労災の責任をとらせるべく交渉を続けていく。

なく闘い続けられた。こうした地域ぐるみの闘争は全国の仲間の闘いの教訓となろうとしている。現在なお港合同支部では8つの支部が資本の攻撃と闘い続けている。こうした闘いの中から矢野製作所支部をはじめ数々の南争勝利

が報告されてきた。また、組合潰し、合理化、首切り攻撃の中で港合同支部支部は、大阪事務能率支部の喪失闘争、田中機械支部の腰痛闘争、鋼管商事の脳卒中認定闘争、大阪金馬加工支部の難聴認定を闘い取つた。中でも九条シヤーリンタの緑内障は匠者の診断書だけで企業内保障を闘い取つている。

## 同支部第12回定期文

会議案書の中で次の事が述べられた。  
「労災職業病の問題を許容量・治療・補償のみを問題として解決していく考え方は、階級的対立の矛盾を陰蔽する資本の論理である。したがって、労働者を商品として使い捨てる

資本主義的生産方式の  
解体にむけた闘いで、  
賃労働・災害労働なら  
解放し労働を自分達の  
ものにしなければなら  
ない。

与もはや一企業、一資  
本のみ力量では自々  
らの経済活動を維持し  
労働・職業病闘争を含  
む労働運動の高まりに  
対処し得ず、警察、司  
法、行政機関の援押し  
抜きでは現体制が維持  
しえぬこの実態を運動  
の中で把握し、反権力  
行政闘争としての労働  
災害・職業病闘争を果  
敢に、そしていっくら  
なまえて進まなければ  
ならない。

最近の不況下におけ  
る労働争いで、支配者  
階級が体制危機に直面  
し巧みに運命共同体論  
を労働者にもちかけ、

企業側産、首切失業の  
恐怖としての政治経済  
危機を職場、家庭に宣  
伝して、労働・職業病  
闘争、反合同争をやり  
すぎると危ないという  
脅威を造成していく。  
したがって、今後の闘  
争は職場労働者に密着  
した労働者によつて、  
担われる労働運動とし  
ての発展と学習活動と  
あわせて思想闘争とし  
ての労働・職業病闘争  
としての労働・職業病  
闘争をめぐさなければ  
ならない。

03年秋闘の中で、  
の臨時工、季節工、パ  
ートタイマー、社外工  
等会社で働くすべての  
労働者に適用すること  
②職場で起きた労働は  
監督署が認めなくては  
企業内補償をする。等

組は団交で  
決める。  
③通勤途上  
の事故は労  
災にする。  
④労働・職  
業病が完全  
に治るまで  
会社が責任  
をもち、  
等を要求し  
闘い取った。  
では、不況  
合理化攻撃  
に処して16  
名の人員補  
充をさせ、  
多くの職場  
環境を改善  
させた。

全国金属 主な労働災害補償回答状況 1975.11.5現在

支部名	死亡	1級	2級	3級	4級	5級	6級
① 浜田送風機	1500万	2010万	1785万	1575万	1380万	1185万	1005万
② 昌一金属	1350	1608	1428	1260	1104	948	804
③ 田中機械	1350	1809	1607	1418	1242	1067	905
④ 日興工業	1350	1800	1540	1340	1140	960	830
7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
840	675万	525万	405万	300万	210万	135万	75万
672	540	420	324	240	168	108	60
756	608	473	365	270	189	122	68
695	560	440	340	250	175	110	60

# 労働者の 自覺を高める斗争を

前号(8号)の主張  
において、我々は労災  
斗争は予防と補償の両  
方を両輪としてこそは  
じめて用いは前進する  
のだと述べたが、それ  
は労働者の命と健康を  
単なるゼニカネの問題  
として処理してしまお  
うとする傾向に對する  
警告であつた。

――**補償**――  
労働者は労働力という一  
つの商品として、市場  
で賣り、買ひ、そして、  
主として資本家において  
は、労働力という一  
つの商品として、市場  
で賣り、買ひ、そして、

資本はその商品にどれ  
だけ安価な値をつける  
かということを考へて  
いる。そして、労災發生  
の要因はまさにここに  
ひそんでゐるのである。  
労働力の値段は、労働  
者が毎日生きていくの  
にどれだけなかるか、  
またそれを作り出すの  
にどれだけなかるかと  
いうことによつて決ま  
つてくる。使へるだけ  
使ひたおすということ  
に對しては全ての労働  
者に對して同じである  
が、各労働者に對し  
ては、いくらでも補償  
がでけるといふことで  
どんどん使ひ捨てよう  
とするのだ。労災はこ  
の様子を裏に見事に示

してゐる。  
労災斗争にとつて、  
とりわけこの不合理的  
化の時代に重要なのは  
被災者の利益をどれだ  
け積極的に保護しきれ  
るかということである  
う。たとへば、下請け  
に集中する被災という  
事実を前にして、同一  
企業で働く労働者の全  
てに同様の補償を行わ  
せていく用いは極めて  
重要であり、また、同  
いく確定にしても、そ  
れを形式的画一的なも  
のとせず、各職場に  
に對してなつてゐる被  
災一歩自をどれだけき  
め細やかにとりあげ、  
要求を一人一人の労働  
者の肉う意志に高めて  
いくかということが重  
要なのである。  
更には、補償は単に  
カネの向題でなく、被

災労働者の生活をどう  
實質的に保障していく  
かの向題であることを  
考へてみれば、被災者  
に對する解雇を会社に  
行かせない用いが進め  
られぬはならないだろ  
う。

## 労働者を救つてもうける

### 民間労災保險粉砕

最近、民間保險会社  
は労働者の生命、健康  
をくいものにした商賣  
をしてゐる。企業は勞  
働者とその保險を無断  
でかけ、労働者がケガ  
をしたり死んでも保險  
金はその労働者には  
なく会社に支払われる  
というものである。補  
償を出しても会社は損  
するどころかもうかる  
事さえある。こんな保  
險は粉砕せねばならぬ。



取崩に密着した医学が  
重要であることを感じ  
とっていた。

一着してこの様な  
活動は所取研として初  
めてであったが、参加

**京都**

**滋じん肺患者同盟  
ミヨシボーリングの近況を報告する**

福田さん（昨若お母  
生れ、天津市在住）は  
昭和36年に、京都市南  
区のミヨシボーリング  
に就取し現在に至って  
いる。福田さんは去る  
4月11日にいつまでも  
じん肺健診をしない会  
社に強く要求してじん  
肺健診をうけたところ  
「管理4」であること  
が判明した。それも受  
診後1年と8ヶ月も過  
ぎた4月8月末に通知  
を受けたのであった。  
ミヨシボーリングは

香と地元住民との間に  
かつてない連帯をもた  
らし、今後の活動に対  
する期待がもたれがあ  
った。有識者な2日前であ  
った。

従業員7名の零細企業  
で、取崩にはライニン  
グ、メッキ、鍍金とし  
などの有識業ムが現在  
し、ほこりや有害粉塵  
が工場全体に充満して  
いる。エアハンマーや  
ブラインダーの騒音も  
すさまじく現に福田さ  
んは耳もやられていた。  
福田さんは管理4の  
決定通知后まもなく京  
滋じん肺患者同盟の存  
在を知って早速加入し  
た。

から経過を聞いて驚く  
べき事実を知った。昭  
和41年と43年にそれ  
れ2、3ヶ月の治療を  
要する発症を受けな  
ら、会社は労災の申請  
もしなかつたこと。ま  
た昭和45年度の定期健  
診で担当医が「じん肺  
の疑いがあるからじん  
肺健診をやるように」  
と会社に勧告したにも  
かかわらず、これを黙  
殺して本人がじん肺健  
診を要求するまで放置  
していたと言った。  
患者同盟はさした  
って本人の休業補償を  
100%にすべく今年の9  
月より会社におしかけ  
福田さんを交えて交渉  
してきたが、去る11日  
は日になつて会社側は  
ようやく責任を認め、た  
り労災申請をしなかつた  
事やじん肺健診をしな

**京滋じん肺患者同盟  
の4回総会**

とき：11月30日  
午前10時より

ところ：京都府庁高会議堂  
4Fオ1会議室

かつたことなどの具体  
的な事実をあげて責任  
を追及する患者同盟と  
福田さんの主張に対し  
会社側は全く反論する  
ことのできず、ミブミ  
ブではあるが、昨年の  
月にさかのぼって、并  
災保険の不足分にあた  
る分を補って償金100%  
を補償すると約束した。  
患者同盟は今后とも会  
社の責任を追及してい  
く考えである。

# 大阪府 じん肺認定

全労連労働者会

在野労分會では昨年の大岩さんのじん肺認定以降、積極的にじん肺斗争にとりくみ、じん肺認定の適用取組を拡大させてきた。その結果、今年の7月のじん肺認定で不安に思っていた一人のクレーン作業者が厚に認定を受けて労基に認定申請した結果、管理4と認定されたのである。ここに分會のせうぶが、ついに引甲して報告する。

本年度じん肺認定の甲で「じん肺の疑いあり」と断定された竹中さんは徹底治療のため自らで医師の精密検査を受ける。その結果を中一竹基労局のじん肺認定

に出していたが、先日「じん肺I型、管理4」と労基認定がされた。大岩さんにつぐ2人目の管理4。またまた多くの中に、いまた発病されない同じ状態の人がいる事も考えられ、一層の認定、キエック、再認定の早期発見がのぞまれるものです。

竹中さんの取組は、ワレイン取組であって、直接粉じんを発生する作業ではなく他に比べ、またしき粉じんは少ないとされてはいるが、そんな所でもじん肺にかかるとのである。今年3月に分會が実施した取組給じん認定からも

また、認定結果から見た取組別の被災者の実態からも、造船取組全域が粉じん取組である事が裏づけられているのである。更に分會は、最近暴力労政によって不当解雇された仲間の認定にもとりくんだ。健全

竹下氏は大正造船作業中に勤務していたが、昭和49年11月24日午後5時半頃に急に呼吸を命じられ、胸に痛みがさされた。そしてまっただちに船内後部の橋脚に行き、船内で足を踏みはずしてマコボに落ち、右側胸部を強く打撲したため、肋骨を骨折した。この骨折以後、咳を止められ、後継と診

## 肺病を労基で認定

センターと共に行ったじん肺認定の結果、2名がじん肺にかかっていることが明らかになり、この契からも分會を迫り及していく。また7日の労基斗争では全取組にじん肺認定を申請せよとの要求を提出した。

断された竹下氏は昭和22年に一度右の胸病の中、バイキンが感染しウミがたまるとを察し、こころをこころの時はおい臆病として処理された結果も併発にされながら、しかしその後も時々熱が出たり咳や痰が続き、今年3月頃から一層ひどくなり、5月には高熱

示出る様になり、分会  
 ではホコリの多い取組  
 田から取組病かも知れ  
 ないと思ひ、菅原病院  
 で受診させたところ、  
 47年の肺病々折の部位  
 に一致して進行した體  
 胸が認められ、針でつ  
 くと膿が出てくる状態  
 だったため、手術のた  
 めに近キ中央病院に入  
 院した。そして、この  
 體胸は過去の肺病々折  
 が原因となり、以前の  
 體胸のあったあたり  
 の肋障に出血をおこし  
 そこに菌が感染して活  
 動性の體胸やひきおこ  
 されたものとわかった。  
 そこで分会は直ちに  
 病災申請をし、西野田  
 病基盤に分会独自で何  
 度も何回もあしかけ  
 療力的に交渉を行った。  
 その結果、10月下旬に  
 ついに病災認定をうち

といったのである。  
 一人の分会員の体の  
 異常を見逃さず、それ  
 も取組病ではないかと  
 追求した分会の姿勢は  
 この組合も真摯な  
 ければならない。竹仲  
 者の病氣は取組病だ  
 という考えが大原則で  
 ある。

**出稼**

**出稼問題がムシブに  
出稼問題調査会**

出稼問題調査委員会  
 は今年の3月末から活  
 動を開始したが、その  
 活動の一環として9月  
 6、8日、愛媛県東牟  
 和郡城川町今田部落を  
 中心として、最初の農  
 村・出稼問題調査を執  
 行した。調査者は、「  
 農市仲介者と農民を結  
 ぶ運動は向かい」とい

組合の斗いとして認定  
 斗争を位置づけ、何冊  
 も出稼問題におし掛けて  
 認定をかちとった姿勢  
 も立派である。一又の  
 認定も固結があればこ  
 そとれるのだという事  
 を示した斗いである。  
 竹下氏は8月下旬に  
 手術を行い順調に回復  
 に向っている。

立場から調査を行った  
 が、事前の認識不足と  
 準備不足のため充分な  
 事はできなかった。し  
 かし、準備段階から積  
 極的な助言と協力のあ  
 った出稼組合連合会が  
 今回の調査の報告をも  
 とに資料をつけ加えて  
 『農業+出稼問題調査  
 報告』というパンフを

3人の農女と  
 7人の出稼農民による  
**農業+出稼問題**  
**調査報告書**  
 連絡先 大阪総評 加藤  
 06 358 0281

作成した。このパンフ  
 は今度も出稼仲介者に  
 広く配布され、出稼仲  
 介者の出稼条件改善の  
 斗いや出稼問題の根本  
 にある農業問題を考え  
 直す事の一つの材料と  
 して使われていくであ  
 る。  
 調査会でも大阪に来  
 ている出稼仲介者と積  
 極的に交流する社会を  
 作っていきたいと考え  
 ている。

# 群馬

## 全国医学生ゼミナール

### ヤ4回大会開催

去る11月2、3日群馬

大医学部においてヤ14回全国医学生ゼミナールが開催された。今年には新たに障害者解放運動と部落解放運動等の分科会が設けられ、医学生運動が過去の告発糾弾斗争から一歩踏み出して、地域や職場と固く結びついた地道な活動を持続的に続けようとする方向が強くなり打ち出されてきた。総会講演で岡丈征生青山教授は、現在コンピュ

ニュース

ルジョアジーに奉仕する医療を作り出そうとするものであること、

このような医療に対して今後医学生は過去の無産医運動の精神（医療活動を通じ、自己の階級的自覚を高める親切で安い医療を提供する、解放斗争の犠牲者に救済を徹底して行う）に学び、階級的自覚をもつて医療活動を行ってゆくべきこと、を豊富な経験を基に語らされた。

労研研はヤ4分科会「社会再編の進行と健康破壊」に参加し、各地で労災斗争や公害斗争、農村医療を行って

争は「良心的に、ではなく階級的に」に闘うことを問題提起した。それに対し、公害や農村で闘っている人々からは現在国や自治体が

企業と一体となり、公害基金法を使い金で全てを解決しようとするのに対し、住民や被害者が充分には闘いえない状況をどのよう打破してゆけばよいか、あるいは、過疎地の全く運動のない農村の中でどのよう運動を起してゆけばよいか、といった深刻な問題が出されたが、今後の医

学生運動が、過去の医者に比べ運動をやめて散って行くような運動から一歩踏み出して、民医連をのりこえる恒常的な医療運動体を形成してゆかぬはならないのではな

た。重要な問題は多く積み残されたが、このラゼミを通じて全国の労災、公害、農村等で闘っている人々との恒常的な連絡体制を作ろうという方向で2日間に向ける分科会を終えた。

# 尼崎

## 鄭さん労災裁判

### ヤ3回公判開かる

鄭さんの労災一左眼失明、大型トラック免許剥奪に対する、損害

賠償請求のヤ3回公判が11月7日尼崎地裁で行われた。公判には本



人とその家族をはじめ  
 神崎タフシ一労働組、阪  
 神衛生協などから16名  
 が結集した。当日は行  
 撲による頸部の症状は  
 「労災」という医者の鑑  
 定書が出された。また  
 原告側弁護人は巡回公  
 判に被災の現場を目撃  
 していた黒崎産業（鄒  
 さんの协力している会社）  
 従業員2名を証人とし  
 て出廷させることを要  
 求し、認められた。

**尼崎**

**全金阪神支店**

**反動尼崎労働組合を潰す**

「原告側では元請会社  
 に対する責任追及を労  
 ヤンマーデール阪  
 神工場の社外工組合で  
 ある全金阪神支店では  
 74年4月、長い間のひ  
 どい労働条件に加え、

基斗等とこの裁判を相  
 互に噛み合せながら進  
 めていくが、去る10月  
 29日の尼崎労働監督交  
 渉でも、署は会社の言い  
 分を全面的に擁護して  
 物的証拠までをも無視  
 するという反動ぶりを  
 見せている。次回の交  
 渉は11月21日だが、徹  
 底的追及で専政の真の  
 原因を明かにしていけ  
 ぬはならないだろう。

（尼崎労働対ニユエ  
 号外より要旨抜粋）

6、9トンの鉄くずを  
 扱げ入れる地金計量の  
 重作業で1名が病欠、  
 支店は再三にわたり職  
 員を要求していたが、

全金員が腰、背、肩に  
 激痛、作業をやむなく  
 さされた。7月兵庫地本  
 に相談、女座見労働者  
 会全センター神戸診療  
 所で「労災」と診断さ  
 された。この成敗をもつて  
 11月にヤンマーに対し  
 認定された労災に際す  
 る設備改善、治療補助  
 身分保障の固交を申し  
 入れたところ、「直接雇  
 用関係がない」とを理由  
 に拒否されたため、今  
 年2月に入つて神戸地  
 裁に提訴した。

及び作業改善の是正勤  
 告書を法廷に提出せよ  
 という訴えを認めた。  
 ところが尼崎監督署  
 はそれを出さうとしな  
 い。

10月20日の署交渉で  
 支店はこのことを追及  
 したが、罰告書につい  
 てはその存在すら否定  
 し、またその他の資料  
 についても提出を拒否  
 したのである。ヤンマ  
 ーの利益を守るために  
 は裁判所すら無視して  
 はばからない労働行政  
 の本質がここにも露骨  
 に現れているのである。  
 尚、ヤ4回公判は11  
 月21日午後1じより、

（尼崎労働対ニユエ  
 号外より一部抜粋）

# 大阪

## 11月 反動労基局に 大衆抗議行動

11月17日、大阪総評はかねてから反動行政を続けてきた大阪労基局に対して全港海上組分会のじん肺法適用と全造船佐野労分会の全既場じん肺法適用及び陣痛対策費額が行われてゐることに對する謝罪を要求して闘つた。この日、約百名の全港港、全造船、全金全團一組、都市交通をはじめとする労働者が参加した。

その場では「関西労災産業病」では知つていたが、実際に会つて話を聞くことは初めてという大衆が多く、「自場」という雰囲気であ

つた。しかし局は交渉の運びになつても現れず、交渉人数を30人にしぼれという事を言いだした。何回か押問答をし、局に抗議したが陣痛対策費額どのまの対応であつた。総評の労働者は二手にゆかれ、一方は局との団交に、他方は抗議行動に出た。そして二つは、半時間後に合流し、最終的には全員で団交を行った。

その内容は、腰痛を港湾病として認めよ、コンテナ作業で発生する酸欠、粉塵の調査、防止をせよ、上組の粉じん作業に従事してい

を行へ、全造船佐野の全既場にじん肺法を適用せよ等であつた。局は一応これに前向きで答へる姿勢を示し、二つの次回交渉を要求するや、「人数制限」を言

いつた。それは局の姿

### ジン肺法の適用広げよ 大阪総評が要求

ジン肺法の適用範囲拡大、港灣労働者の健康被害を要求して大阪総評は十七日午後四時十分から大阪労働基局(大阪・東区)前庭、同局次長は「港灣労働者の健康被害を、港灣のジン肺法の適用される部分が多く見られるので、適用範囲を広く、港灣労働者の健康被害については適用範囲を拡大する等の前向きな取組を」と述べた。

同局次長は同労基局の健康被害を、港灣労働者の健康被害を、港灣のジン肺法の適用される部分が多く見られるので、適用範囲を広く、港灣労働者の健康被害については適用範囲を拡大する等の前向きな取組を」と述べた。

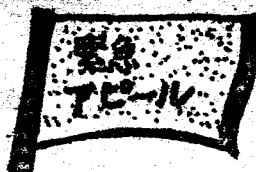
# 大阪

## 進む地域共作

全金信井計算センター支部 全電通中電分会

朝が西側の内容とま

全港湾古川分会 大毎広告労組を中心にして北大阪で地域の共同内争や地域教宣活動をやりにあがり



# 西成警察の不当逮捕糾弾

## 全造船佐野会分会

13日午後4時頃、佐野会の社員が、空加としてドリル廠場の休憩室にふみこみこみ現行犯と称し、8名の分会員と2名の下請労働者を強制的に「ノミ行為」を口実に連行しようとした。休憩室では12分企业文化案についての雑談が行われようとした矢先のことであり、ノミ行為等いっさいなかったのである。

警察に対し即時釈放を求め、抗議をしたが、機動隊を導入ついに連行した。直ちに地域に連絡し、西成署に押し200名の抗議行動を展開した。8名の仲間を奪い返し、この夜の抗議をいっおう収約したのである。

### 一方で労働正常化への国交

#### 一方で組織弾圧

同じ13日午前中、大阪総評を軸とした佐野会分会支援共闘会議との団体交渉の中で、3年にわたる長期争議の解決について、2回の交渉で誠意をもって応えると約束せざるを得ないところに追いこまれた会社の不当な弾圧である。トナリの名村造船所では13日のおよそ一週前に「ある造船所では警察を入収してノミ行為を捜索しているが、我々ではそのようなことはしないので十分気をつけてほしい」と訓辞があったとそうである。

11日団体交渉において、2ヶ月にわたって西成署の私販を橋内で

及したが、分会弾圧という一点で相点を定めていいる会社は警察の捜索協力には応じるというのみで、何れ自らの態度を反省する意志を見せていない。

### 困難を克服し、更に

#### 組織強化をかちとろう

今回の会社御用幹部の狙いは、マスコミ御用ニュース等を含めて、分会内あるいは総評全造船内部で、佐野会斗争の孤立化をはかることである。

その内容はバク干というものは公営私営を問わず、現体制矛盾のハケ口として、資本が利用しているものであり、労働者の再機心をゆさぶり、闘争にかかわらず労働者の戦性を弱めるものである。このような卑劣的な認識とともに、現任の佐野会斗争は資本権力一体となつた攻撃の対象となつていことに對し、怒謝を

と浮め、さうに風結強化のための  
警戒心を一層強め、大胆な行動  
議論を深めよう

## 松下暴力労政粉砕 御用組合解体

(注) 上のかこみは「佐野安  
斗争ニュース」11月17日  
付を転載したものです

じうにも示されているように  
実際は「現行犯」などではない  
にもかかわらず、逮捕令状も示さ  
ず、問答無用の強制逮捕であつ  
た。しかも、マヌコミの対応の  
す早さがうも、この逮捕がしく  
ま水たものであることは明らか  
である。まさにノミ行爲を口

裏にした権力資本の、分會への組  
織破壊攻撃である。  
更に問題なのは、2カ月前か  
ら捜索令状も明らかにせず、私販  
が佐野安福内を会社の制販でウロ  
ツキ回っていたことである。社内  
への日常的な警察導入によつて、  
資本権力は何を企んでいるのか、

労働者のあらゆる生活面への  
監視が、内部混乱をひき起  
す労働者への弾圧であり、資  
本権力一件の新しい労務管理  
である。マヌコミ報道を根拠  
と、一月の佐野安斗争への支  
援を

### 特別報告

# 反動労基行政と対決し 集団陳情要領粉砕

大阪総評オルグ 森田弘之

全港湾、全金、全造、  
船佐野安、総評地域合  
物を中心として、腰痛  
塵肺、頸肩腕症候群な  
ど多くの労働災害職業  
病撲滅の闘いを、地域

斗争を形成しつつ闘い  
抜いてきました。労働  
基準局や各監督署への  
要求、摘発、糾弾の行  
動をくり返してきたが  
9月3日の全港湾上組

の塵肺認定斗争に於い  
て、大阪労働基準局は  
官憲導入でもって弾圧  
してきました。9月10  
日付の集団陳情対策要  
領案では、露骨にも弾

圧体制を明示してしま  
した。(1)時間、場所  
人数、メンバー制限を  
し、集団陳情、交渉権  
を否定するものである。  
(2)要請の予備折衝を強

弊し、じん運にしてす  
 みやかな労働従軍風業  
 病公害に対処すること  
 ができず、被害者の救  
 済や、さうに秘がる公  
 害防止に手が打てない  
 の事前の警察との連絡  
 や警察権力の導入を公  
 然と明記し、労働者保  
 護のたてまえをとる基  
 準局行政が、労働者弾  
 圧の牙をむくことにな  
 る。(二)署との交渉にお  
 いては、隣接の監督署  
 に応援体制をしくなど  
 労働基準局全体が弾圧  
 体制をしくことになる。  
 また労働基準局に仰く  
 労働者(総評加盟)を  
 弾圧体制に組み込み、  
 労働者同志をいのみあ  
 わせ、労働者階級の団  
 結を破壊することを目  
 的としている。(ホ)その  
 他多くの向懸点を含み  
 この要領(案)は労働

基準局行政の反動性と  
 官僚性を見現化、体系  
 化し、おしすすめる以  
 外何もかもない。

### 大阪総評が

### 抗議文を提出

以上五点をふまえ、  
 10月25日の最低賃金制  
 七万円要求の交渉の席  
 上、大阪総評として、  
 大阪局長に抗議文を手  
 渡しました。11月1日  
 の香取支那香の雇用保  
 障要求の団体交渉の席  
 でこの抗議文の回答を  
 局長からとつたわけ  
 があります。「この要領  
 はなかつたものとし  
 今後慎重に扱おうとい  
 う内容でした。この「慎  
 重に扱おう」という歯切  
 水の悪いことばは「慎  
 重に弾圧する」という  
 意味にもとれ、このあ

いまいさを追及したと  
 ころ「慎重に労働者の  
 声を聞く」という意味だ  
 と答弁していました。  
 しかし11月7日、11日  
 の天満監督署との全金  
 岩井計算センターの頸  
 肩腕症候群の労災認定  
 要求の交渉に際し「人  
 数、時間、メンバーを  
 明らかにせよ」と執  
 うに迫り、随時要領通  
 りの対応を示し「なか  
 つたものとする」とい  
 う局長回答は各署に指  
 示されたくないことが  
 暴露されました。植田  
 マンガンのマンガン中  
 毒の交渉においても「人  
 数制限」をくり返すな  
 ど弾圧体制は解体され  
 ていない事実が明白と  
 なりました。



## 「要領」の 実質的粉砕を

11月17日に大阪総評  
 が全造船佐野、全港  
 濟、関西地本、総評大阪  
 地域合同労組、全金岩  
 井計算センター、全金  
 港合同支部、関西全  
 センターを中心として  
 各単産代表と、大阪労  
 基局を糾弾しましたが  
 11月に入つて五、六回  
 課長連中が予備交渉と  
 称し地評事務所に押し  
 かけ、人数制限を押し  
 つけてきました。17日  
 当日になつても人数制  
 限を撤回せず、「三〇人  
 局会議室で交渉」とく  
 り返し、事前に府警と  
 も連絡して、これに応  
 じない我々との交渉を  
 形式論議を口実に実質  
 上拒否する構えに出ま



# 稿 研究室を足場にした 反労災・職業病・公害斗争

岡山大学医学部衛生学教室有馬

●はじめに●●●●●

大学や研究室において、労災・職業病、公害に関する研究を行ったり、それに基いて社会的活動をやっていく所は非常に多い。このような活動の支えとなっている理念は「科学の中立性」という考えであり、政治的中立性という大義名分によってすべての活動を正当化している場合が多い。確かに、科学的真理それ自体は客観的存在であるが、しかし階級社会においては支配階級のイデオロギーが研究の方向性を規定するし、支配階級が研究成果をより多く利用する。現実の労災・職業病、公害の事例を見れば、科学、科学者の階

級性は誰の目にも明らかである。さて、そこで、我々の研究室を足場にした活動と、労災・職業病、公害斗争との関係はいかにあるべきであり、また現実にはどうであろうか。労働の場、生活の場における様々な斗争のどの点に我々が實際的にたなわり、何を具体的にすべきであろうか。――労働者、人民への奉仕と、斗争への参加とをの言い方は一見固こえがよいだろう。しかし労働者の中に多くの社会的階層と政治的勢力がある現状においては、一般論だけで自己の立場を規定するだけではすまされず、意識するとしなないとかなわらず、一定の政治的立場をとることになるであろう。この問題は我々の抱える基本的な課題であるが、一つの明確

な方向性を持った運動体の段階にまで達してはいない。研究室であるという現状から、継続的な課題として残されている。日常の活動の中で、この問題を追求していく以外にはないのが実態である。今回から教号にわたって我々の活動内容を報告、紹介することになったが、そのような矛盾を含んだものである点をお許しいただきたい。

●肺がんの  
労災斗争について●●●●●

昭和48年6月、川崎製鉄・水島の庄運工場整備課で、勤続3年、21才の労働者が肺がんで死亡した。遺族の労災斗争の決意を受けて、各種の調査・検討を行った結果、「この肺癌は業務に起因する可能性が充分にあり、明確な反証がない限り業務上疾病として取扱われるべきである」という主旨の意見書を提出して支援すると同時に、地域的な支援、共闘態勢の確立を追求して

きた。今日迄に一定の支務活動が行われ、監督署の業務外決定を二年半に渡って引き伸ばしてきている成果の反面、未だ明確な支務・共同組織は作られていない。

この労災肉争から我々が得た教訓と今後の課題は次のような点である。

一・すでに欧米先進資本主義国においては、職業とカンの関係を実証する疫学研究が数多くなされてきており、総資本の側も多くの職種とカンの因果関係を認める状況になっている。これに対して我が国の職業と研究の遅れは著しく、また資本の対策が相対的に見ても遅れているために、犠牲者は固から固へとほうむられてきている。

二・労働者の肉いも、他の職業病と比較して立遅れており、新日鐵・八幡のすぐれた肉争を除いては組織的取組みが弱い。こ

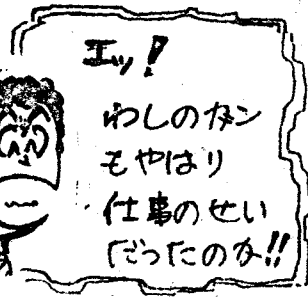
のことが、資本の「秘密主義」的ともいふべき対応と、現在着々と準備されつつある「先取り」的対策を許す一要因となっている。

三・一昨年、E.L.O.で採択された「職業と予防条約」に反対すべく国内態勢が整備されてきているが、この中で、カン原物質を規制する際に「有害性」と「社会的、経済的有用性」を天秤にかけざるやり方や、カン原物質の無作用量へカンの発生しない理論的(質量)を機械的に決めて実施することなどが検討されている。これらを含めて、全体として労働者の肉いの「先取り」的対策をゆらった動きであることは明白である。

四・六個クロム、塩ビモノマーの例でも明らか

ように、労働行政側は、疫学的実証性の重視という一見近代合

理主義的なよそよそいにとりながら、逆に疫学的にカンを多発が実証されなければ職業とカンとして認めない態度を一貫してとり続け、すでに科学的に解明されたカン原物質を放置すると共に、行政自身と資本の手による殺人を正当化している。



五・近年、カンのとらり割が職業性暴露を含む環境因子によるとされている。発病すればほぼ確実に死に至るカンが労働の場と生活の場を問わず増加してきており、また資本による「先取り」的対策が進められつつある中において、労働者の職業とカンに対する組織的緊急に組織される必要がある。川崎製鉄の肺がん肉争は、そのお

は運動の一環として位置付けられなければならない。また、地



域的な労災・職業病闘争への展望の中で、その一端として進められなければならない。それを抜きにしてはこの闘争の勝利はない。

六・この例は、業務起因性の証明という点で、常軌的に考えても非常に困難を伴っている。にもかかわらず闘争が二年半も続

りてきた理由は何であろうか。労働行政側の調査があまりにもサランであり、対応が極めて官僚的であったために、比較的容易にその判断を論破するこゝとができたし、遺族を中心として怒りを巻き起したことが第一にあけられよう。この比較的困難な事例におい

てこそ、闘いは着実に前進し得たのだという教訓を我々のものとし、さらに広く地域の労働者のものとするこゝとが今後への出発点であろう。

（柳楽翼記）

一ツブク

### …… 被災労働者の声 ……

# 闘いなくして治療なし

《全金京滋井上油圧支部 玄坂勝》

65年一月に入社してから二年目を迎えている。当時の井上油圧はわずか20人足らずの小さな町工場でしかなかった。新雇の求人を見て応募した私は、面接の際に社長が直接応対し、私の履歴書を見て「同県出身やないか、何とかのよしみとやらで決して悪い様にはせん」との調子

の良い言葉にすつくり信用させられ、数日後早速技能工として就任した。

取組は狭くうす暗く塗装や溶接やサニダの煙やほこりが激しく隣で働く同僚の顔さえはつきり見えないほどであった。

当時スレス材は備ぶ様に売出し荷を待つ運送屋のトラッ

クが工場前に横づけされる中で仕事をせがされた。毎日の残業も深夜10時11時と続き、日配も祝祭日もなく一ヶ月に20日から30日休らぬのが当り前の様になっていった。それでも住産や注文に追いつかず、どんどん人をかき集め、わずか4・5年足らずで一挙に百数十名の企業にのしかかった。

だが、相愛わらず賃金や労働条件が悪く、何人かも続出したため、こわくなってやめる者も多敬いた。重傷折ややけど等、取組は常に血なまぐさかった。

# 出だ工場で

## ついに被災

私もついに被災した。69年10月に、リフトの屋根がつぶれていたために頭頂部を強打して、いわゆるムチ打ち症になってしまった。それでも会社はじっくり休ませてくれず、療養中の自他に再三面会通ってきて、「仕事に出て来い」と言うのだった。私も収入が大巾に減り生活が苦しくなっていたので、頭痛や眩暈・腰痛をこらえて仕事に出た。取組では社長自らがとなりちらして仕事を休いたと語り、毎日が続ぎ、症状が悪化して日々がづらかった。

はじめとする会社のやり方に思って、抗議の意味で会社を休んでしまった。このため一週間は生産がマヒ状態になった。あやうた会社は弾圧に出てきた。休んでた者の家庭に管理取組名で出向いて「仕事に出てこなければ首にする」とおどして分断し、私には「首謀者はな取め」と決めつけて徴戒解雇を文書で通知してきた。こちらも負けじと家庭回りをし、上部団体と相談して正式に組合結成通告をした。同時に一時金（それまではゼロ）労災補償、取組環境改善等竹条件の大巾改善の要求を突きつけた。

すると会社は、硬に中心メンバーの名の首を叩き、他の者には脱退工作、二組結成などあらゆる組合つぶし攻撃をかけてきた。だが我々は他支部の仲間の支援のもと屈することなく地所委・中労委・地裁で勝利を収めていった。しかし残念ながらその向に組合員は私ともう一人の2名にならっていたが、ひるむことなく2名で就労斗争にはいった。

私は治療を受けながら就労斗争を続けたが、会社の監視等々を強いられ、ムチ打ち症が悪化して肉体的に耐えられなくなつて再び休業した。

休業後も療養を続けながら会社へ出向いては、奮闘・一時金等竹条件の改善をとりとてきた。その向に仲間も2人から6人へと増えへらち被災者3人）斗い続けていく。

# 苦しかった6年向

私のこの6年向は労災との斗いの6年向であり、労災との斗いは資本・行政・医師との斗いである。頭痛・腰痛、時には全身の痛みで歩行困難にすらなつた。注射・投薬・ケイ引・マイク口減電気治療などは効果も一時期的で症状は一進一退をくり返し、それはかりが葉の副作用で内臓を悪くして数ヶ月入院した。



不況下の今こそ労災私業病斗争を

取場の問題を持って

# 才4回関西交流集会へ

集会実行委員会 局

関西交流集会も今年で4回目を迎える。振り返ってみると、これまで集会は、全体的な労災斗争の取り組みの遅れを反映して、すでに取り組んでいる取組からの斗争報告に終始する傾向があった。それ故参加者からも「討論がきびんがた」「交流にならなへん」との反省の聲が強く出されてきた。しかし、この3年間で関西労仲連安全センターの設立を待ちどろり、また各地域労取対の活動も充実し、多くの取場で労災斗争がとりくまれている。

こうした状況を反映して、分科会テーマの決定の際に、それ以外の取場で直面している具体的な課題が10以上

も出て来、その中からこの取場にも共通する課題として、次ページにあげる6つのテーマが選ばれた。

**予備討論会に参加し、今年初の集会を**

また今集会から、分科会ごとに予備討論会を設定した。この予備討論会に各取場から問題を持ち寄り、テーマを更に詰めて当日の討論のため発言を出す予定である。司会者の選定も含めて当日の運営のしかたもここで決められる事になる。同時に参加者の親交も深められるだろう。

この予備討論会の成功が分科会の成功を保証するだろう。積極的な参加を期待する。

## 才4回労災私業病公害と闘う関西交流集会

とき	12月21日(日) 午前9時30分
ところ	新大阪 日の出解放会館 東淀川勤労会館
主催	関西労仲連安全センター・尼崎労取対・北摂労取対・京滋労取対(兼)
共催	全老連関西地本 全徳船任野中 全金港アロッツ 全金機模別共斗 全金三豊 京滋いん脈博者同盟
後援	大阪総評 北摂地区評 (その他)
	京大安全センター 京大阪大労取研 (その他)

# 分科会の案内

今集会より分科会のテーマを現場で直感する具体的課題を選びました。それぞれ組合で手分けして参加する事にお願いいたします。

## オ1分科会 被労并竹香の陣い

会社から不当な弾圧を受け、現場の仲間の理解に苦しむ。日々体をめがけ苦痛に耐える。孤立した被労并竹香。問題をとりあげようとする組合との意識のずれ。この問題を解決することなしに并労斗争はあり得ない。昔年の体験をこの分科会へ持ちこよう。

## オ2分科会 健診・安全パトロール・安全委員 会活動と并労斗争

健診を会社に任せたら、取業務の隠蔽と労務管理に悪用される。并竹組合は如何にして健診・安全パトロール・安全委員会の活動のへげモニを握るか。

## オ3分科会 労働争の認定補償斗争

労働争への実力斗争で肉を食らされてきた民間に比べ労働争の認定補償斗争は立ち遅れている。労務制度の発達で問題をどうすれば、その秘密認定制度の壁につきまたり、苦しい斗争を余儀なくされている。

## オ4分科会 労務源除去の斗争と首切合理化

并竹香の労務源除去の斗争に対し、資本はその陣内の下請化、切り捨てと首切の反響に出ている。また不況下の首切でも潜在的な被労并竹香がはらうようになってくる。労務源除去の斗争と首切合理化に対する斗争は第一して斗われなければならぬ。

## オ5分科会 医者・弁護士・大学は并竹香の味方か？

并竹香と知識人の関係は并斗は代行主義と代理戦争をもたらす。其国のありえざるに問い直さなければならぬ。

## オ6分科会 未組織并竹香の労務斗争・組合作りあげない現場の斗争

并竹香の団結なしにひとつの認定もひとつの補償もとれない。未組織・組合のとりあげない現場で、如何にして斗争を進めらる。

